

平成25年(厚)第1270号

平成26年6月30日

正文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 厚年法による老齢厚生年金の受給権者(以下「受給権者」という。)であったA(以下「亡A」という。)は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、請求人は、亡Aの妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求人様と故A様は住民票を別にされています。この場合、お二人の間に定期的な音信・訪問があること、故A様から請求人様へ生活の基盤となる経済的援助が行われていたことが遺族厚生年金の支給要件になります。定期的な音信・訪問につきましては、生計同一関係に関する申立書に、請求人様が故A様のもとを訪問され、身の回りのお世話をされていたことをご記入いただいております。経済的援助につきましては、生計同一関係に関する申立書の中で、故A様より光熱費・家賃・病院代等一ヶ月に〇万円の援助を受けておられたとご記入いただいております。しかし、現金にて受け取られていたということで、前述の援助があったことを客観的に確認できる資料がありません。以上のことから請求人様が故A様に生計維持されていたとは認められず、遺族厚生年金は不支給と決定いたします。」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原

処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、その者の死亡の当時において、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者であるとして、生計を同じくし、かつ、年額850万円以上の収入または655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外の者でなければならぬとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10及び「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

2 本件の争点は、上記法令等の規定に照らして、請求人が、亡Aの死亡に係る遺族厚生年金を受給することができる配偶者に該当しないと認められるか、否かである。

第4 当審査会の判断

1 「略」

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、上記認定基準を定めているが、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事

実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

- (2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、上記1で認定した事実により、前記(1)のイに該当しないことは明らかであるので、前記(1)のイに該当するものと認められるかどうかが問題となる。亡Aと請求人の別居は、上記1の(5)及び(6)で認定したとおり、「一度籍を抜いた為、別々に暮らし、もう一度籍を入れた時二人とも年老いたため引越が苦難となり」「離婚期間が10年近くあり、その間はそれぞれ別の部屋を借りて住んでいたため、物も増えたしどちらかの部屋へ転居するのは面倒だ」というものであり、上記認定基準イでいう、単身赴任、就学又は病気療養等の「止むを得ない事情」により住所が住民票上異なっているわけではなく、将来的に、「その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにする」と認められる資料もない。

請求人と亡Aは、昭和〇年〇月〇日に婚姻したが、平成〇年〇月〇日(当時請求人は〇歳)に離婚し、同〇年〇月〇日(当時請求人は〇歳)に再婚したのであるが、請求人は、約〇年間の離婚期間中及び再婚後の期間、同一事業所で、〇〇千円ないし〇〇千円の標準報酬月額により就労し、同じ〇〇の住居に居住し、車を所持した生活をしており、60歳以降は公的年金も受給しているのであるから、再婚後の生活について、「私が金銭で苦しい時は夫がお金を援助してくれていた。生活が毎月苦しい為、夫から〇ヶ月に一度〇

万円を援助してもらっていた。1ヶ月〇万円以外に光熱費や家賃、病院代等1ヶ月約〇万円支援を受けていました。」とする請求人の申立ては、不自然であり、そのまま採用することはできないといわざるを得ない。また、請求人は、上記陳述書において、亡Aから年金支給の数日後に、〇万円(生活費〇万円、小遣い〇万円)を貰っていた旨を陳述するが、上記のとおり、亡Aが平成〇年〇月及び同年〇月の年金支給日の2日以内に出金した金額は、それぞれ〇万円及び〇万円にすぎないことからすると、この陳述をそのとりに採用することはできない。

これらを総合して考えると、請求人は、上記認定基準のイにも該当するとはいえない。

- (3) 以上によれば、請求人は、亡A死亡の当時、同人によって生計を維持したものと認めることはできないといわざるを得ないから、原処分は妥当であるというほかなく、これを取り消すことはできない。よって、本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。